

# K-Report

2017年 12月 1日発行  
第7巻 第12号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙  
■住所  
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階  
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>  
FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

(※1)

- ・ 裁量労働制を適用する場合の明示例  
⇒ 「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます。」
- ・ 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。
  - ① 基本給◆◆円  
(②の手当を除く額)
  - ② □□手当  
(時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給する)
  - ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

## 1. 改正情報

### ■ 求人募集を行う際の取り扱いが変更

平成29年3月31日に職業安定法の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、同日公布されました。これにより、平成30年1月1日から労働者の募集を行う際の労働条件の明示等についてのルールが次のように改正されました。

#### 【1】 求人募集を行う際に最低限明示しなければならない労働条件等

労働者募集や求人申し込みの際に、書面の交付によって明示しなければならない項目に以下の3点が追加されました。

- ① 試みの使用期間に関する事項  
(試用期間の有無。試用期間があるときはその期間)
- ② 労働者を雇用しようとする者の氏名または名称に関する事項
- ③ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨

また、労働時間に関して裁量労働制を適用する場合はその旨の明示が必要で、賃金に関して固定残業制を採用する場合は、一定時間分の時間外労働、休日労働、深夜労働に対して定額で支払われる賃金の計算方法（労働時間数と金額）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働、深夜労働分について割増賃金を追加で支払う旨等を明示することも必要となります。(※1)

#### 【2】 労働条件等の変更等を行う際の注意点

ハローワーク等への求職の申し込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際は、労働契約締結までの間に労働条件を明示することが必要ですが、「当初明示した労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに変更内容について明示しなければならない」とされました。変更明示が必要となる場合は次のとおりです。

- ① 当初の明示と異なる内容の労働条件を提示する場合  
例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
- ② 当初の明示の範囲内で特定された労働条件を提示する場合  
例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
- ③ 当初の明示で明示していた労働条件を削除する場合  
例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月
- ④ 当初の明示で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合  
例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

## 2. 労務管理の基礎知識

### ■ 年次有給休暇（2）

#### ◆ 年次有給休暇の賃金

年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の計算は次の3つの方法があり、あらかじめ就業規則等で定めておく必要があります。

- ① 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
- ② 労働基準法で定める平均賃金
- ③ 健康保険法に定める標準報酬日額に相当する金額

#### ◆ 年次有給休暇の次年度以降への繰り越し

年次有給休暇は付与された日から2年で時効となりますので、付与された当年に使われなかった日数は翌年度に繰り越されます。但し、就業規則等で付与された年の付与日数を先に使用することとすることが可能です。

(※2)

単に仕事が忙しいからとか人手不足だからという理由では時季変更権の行使はできません。また、事業の正常な運営を妨げる場合と判断されても時季変更権の行使ができない場合もあります。

#### ◆ 年次有給休暇の時季変更権

年次有給休暇の利用は原則として自由で、理由の如何を問わず取得することができます。但し、取得を認めることにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に求めることができます。これを『時季変更権』といいます。(※2)

## 3. 所長コラム

### ■ 2017年

- 1月 三菱電機が従業員に違法な長時間労働をさせたとして書類送検。
- 2月 毎月月末金曜日の午後3時終業を奨励する『プレミアムフライデー』が初実施。
- 3月 北朝鮮日本海に弾道ミサイル4発を発射。年間15発。
- 4月 神戸山口組傘下の一部団体が運営方針に異議を唱え組を離脱、反旗を翻す形で新組織任侠団体山口組を結成。
- 5月 関西電力の高浜原子力発電所が1年3ヶ月ぶりに再稼働。
- 6月 前月20日に中国・広州市から神戸港に運ばれた積荷から有毒なヒアリが確認される。
- 7月 尖閣諸島沖で中国海警局の隻が領海に侵入。今年25回目。
- 8月 公的年金を受け取るために必要な制度への加入期間がこれまでの25年から10年に短縮され、新たに68万人が年金を受け取れるようになった。
- 9月 日産自動車の国内の全工場で完成検査を無資格者が行っていたことが発覚。
- 10月 神奈川県座間市のアパートの一室で9人分の遺体が発見され、警視庁は部屋を借りていた27歳の男性を死体遺棄容疑で逮捕した。
- 11月 第98代総理大臣に安倍首相が再選、第4次安倍内閣発足へ。

来年こそ良い年でありますように。